

若者世帯の持家促進補助制度の申請受付を開始します

少子化対策の一環として、新築もしくは築後10年以内の住宅を取得した若者世帯へ最大50万円を補助します(1回に限る)。

■助成金額

	新築住宅	築後10年以内の住宅
市外からの転入者	50万円	25万円
市内在住者	25万円	

※定期借地権付住宅の場合は各半額

■対象者(次の全てに該当)

- ・自己の居住に供するため平成21年6月1日以降に土地を購入後に住宅を新築、または平成21年6月1日以降に土地と住宅(築後10年以内)を購入し、平成23年度に当該建物が初めて固定資産税の課税対象となった方。
※3親等内から土地もしくは建物を購入された方を除く
- ・本人もしくはその配偶者が35歳以下であること。
※年齢の算定は住宅が初めて固定資産税の課税対象となる年の1月1日をもって行う

【申込先】 ふるさと営業課 ☎④8715 FAX④1802 furusato@city.kasai.lg.jp ※申請書は市ホームページに掲載しています

勤労者住宅資金融資のご案内

加西市は、勤労者を対象に、住宅の建築・購入・増改築に必要な資金融資のあっせんを行っています。

■融資の内容

対象	住宅の建築・購入・増改築
限度額	2,000万円以内
期間	35年以内
利率	固定金利型 年2.22%(H23.4.1～) ※ただし資金交付時の金利を適用。
取扱金融機関	近畿労働金庫北播支店

■融資を受けることができる方(次の全てに該当)

- ・市内に自己の住宅を建築・購入・増改築しようとする方
- ・市内に1年以上居住している勤労者(事業主及び家族従業員は除く)で、同一事業所に1年以上勤務。又は、市外在住の勤労者で、同一事業所に3年以上勤務している方
- ・20歳以上60歳未満の方(ただし、完済時に76歳未満の方)
- ・市税を滞納していない方
- ・取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる方

【問合せ】 ふるさと営業課 ☎④8715 FAX④1802 furusato@city.kasai.lg.jp

中小企業事業資金融資のご案内

加西市は、市内中小企業の方へ事業資金融資のあっせんを行っています。保証料及び利子の一部を市が負担します。

■融資の内容

資金用途及び限度額	運転資金	800万円以内	最高限度額 1,500万円
	設備資金	1,000万円以内	
	公害除去資金	500万円以内	
融資利率	年1.5%(ただし、0.4%を市が利子補給を行う。)		
貸付期間	500万円以内	5年以内	据置期間は 6ヶ月以内で可
	500万円超	7年以内	
その他	兵庫県信用保証協会の保証要(保証料の20%は市が負担)		

■対象者(次の全てに該当)

- ・市内に1年以上事業所を置く中小企業の方
- ・兵庫県信用保証協会の保証対象事業に該当する方

■取扱金融機関

但馬銀行加西支店
みなと銀行加西支店
姫路信用金庫加西支店
播州信用金庫北条支店
但陽信用金庫加西支店
兵庫県信用組合加西支店



【問合せ】 ふるさと営業課 ☎④8715 FAX④1802 furusato@city.kasai.lg.jp

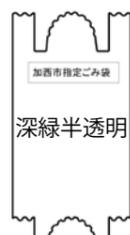
■市指定ごみ袋が変更になります

5月以降順次、加西市指定ごみ袋が次の通り変更になります。なお、これまでの旧ごみ袋(黄色)も引き続きご使用いただけます。

変更点/ごみ袋の色が黄色半透明から深緑半透明に変更

問合せ/資源リサイクル課 ☎④ 8719

※平成23年4月1日から、直通の電話番号が変更になっています。



新しい市指定
ごみ袋の色

(特別) 児童扶養手当の額が変更(4月分から)

(特別)児童扶養手当は、前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の手当額を自動的に改定する物価スライドが適用されています。

今回、平成22年度の消費者物価指数の比率がマイナス0.7%であったことから、平成23年4月分の手当額からマイナス0.4%の改定を行うことになりました。皆様のご理解をお願いいたします。

平成23年8月11日支払い予定分(平成23年4月～7月分)から改定されます。



■児童扶養手当月額

区分	児童1人	児童2人	児童3人	
	全部支給	41,550円	46,550円	49,550円
手当月額	一部支給	41,540～ 9,810円	46,540～ 14,810円	49,540～ 17,810円

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

■特別児童扶養手当

区分	1級	2級
手当月額	50,550円	33,670円

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために母(父)等に支給されます。父(母)がいても極めて重度の障害がある場合には支給されます。

【問合せ先】 社会福祉課家庭児童支援担当 ☎④8709 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

障害年金の加算範囲が拡大されました

平成23年4月1日施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、4月1日から障害年金の加算の範囲が次の通り拡大され、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子がいる場合にも届出によって加算を行うことになりました。日本年金機構から案内が送付されていますので、該当者は申請してください。

■平成23年3月まで

障害年金を受ける権利が発生したときに、生計を維持している配偶者や18歳未満の子がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていました。



■平成23年4月から

平成23年3月31日以前、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有した場合は、4月1日から加算の対象となります。

平成23年4月1日以後で、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有することとなった場合は、その事実が発生した時点から加算の対象となります。

※配偶者の加算は障害厚生年金のみ。子供の加算は18歳未満の子のみ(子に障害がある場合は20歳未満)。

■障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われました。

これまで児童扶養手当は、障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんでした。平成23年4月以降は、児童扶養手当の金額と障害年金の子加算額で金額の高い方を受けることが出来るようになりました。

【問合せ先】 加古川年金事務所 ☎0794-27-4743、市役所市民課 ☎④8722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

■狂犬病予防注射を受けてください

犬の飼い主は、犬の登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。対象は生後90日を経過した全ての犬。動物病院で6/30(木)までに予防注射の接種をお願いします。

※狂犬病予防注射のお知らせハガキが届いていれば、ハガキを動物病院に持参してください。

問合せ/環境創造課 ☎④ 6620



見直してください あなたの暮らしの保障

浜本保険株式会社

〒675-2311 加西市北条町横尾313-1
TEL:0790-42-1223 FAX:0790-43-1205

アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

Happy Birthday

パーセデー
まわまわごダック